**代理受領に関する覚書**

排出事業者　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （以下「甲」という。）と、

収集運搬業者　 ： 　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）及び

代理受領業者： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という。）は、

甲乙間で令和○年○○月○○月産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書（以下「本契約」という。）の第９条第○項で定める報酬の支払い方法について、以下のとおり覚書を締結す

る。

第１条（権限の委任）

1. 乙は、本契約第2条記載の甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬（以下「報酬」という。）を甲に請求する権限及び甲からこれを受領する権限を丙に委任し、甲、乙、丙はこれを承諾した。
2. 乙及び丙は、甲の書面による事前承諾を得ずに前項に定める乙と丙間の委任の内容を変更してはならない。

第２条（報酬の支払方法等）

1. 甲が支払うべき乙に対する報酬については、丙が乙の代理として受領するものとする。
2. 丙の報酬受領により、甲の乙に対する報酬支払債務は履行されたものとし、乙と丙間における報酬の決済については、乙と丙間で責任をもって行う。
3. 支払い方法は、月末締切り翌月末支払いとし、甲は丙の指定口座に振り込むものとする。その場合の手数料は甲の負担とする。

第３条（有効期間）

　　本覚書の有効期間は本契約の存続期間と同一とする。

本覚書の成立を証するために本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　○ 年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　乙

　　大分市大字三佐字大新田１３５４番８

丙 　大分エコセンター株式会社

代表取締役　○○　○○